

ソフトウェア使用許諾条項

重要一本許諾条項には本製品（下記約定書に定義されます。）をご購入または試用されるにあたっての注意事項が記されています。ご購入または試用のいずれかを問わず、本許諾条項に同意されない場合、お客様は本製品の使用許諾を受けることができません。本製品をインストールされる前に、必ず本許諾条項の最終行までご一読ください。

<本製品のご購入をご希望のお客様>

株式会社ビーイング（以下「弊社」といいます。）が提供する本製品のご購入を希望されるお客様が、下記約定書の条項（以下「本許諾条項」といいます。）にご同意の上、弊社所定の注文書でお申し込み、弊社指定の口座へ代金をお支払いいただき、弊社が代金の振込とおお客様の注文内容を確認後、弊社がおお客様の申込に対する承諾をすることにより、本許諾条項によるご購入された本製品にかかる使用許諾契約（ただし、試用を希望されるお客様についてのみ適用されることが明示されている規定は適用されません。）が成立するものとします。お客様による代金の支払いは、ご購入された本製品の使用許諾契約成立の条件であり、代金の支払いを弊社が確認できない限り、弊社はおお客様に対してご購入された本製品の使用許諾義務を負いません。お客様が代金の支払いをされたことをもって本許諾条項にしたがってご購入された本製品を使用することに同意されたものと扱わせていただきますので予めご了承ください。なお、弊社とおお客様との間で使用許諾の成立と代金の支払いについて書面またはこれに準ずるものにより別段の合意をした場合にはかかる合意の内容に従うこととします。

<本製品のご購入される場合の条件>

お客様が本製品のご購入の申込をされる場合には、本許諾条項に従って、本製品の使用許諾を受けることを希望されているものと扱わせていただき、弊社がおお客様のご購入の申込を承諾した時点で、本許諾条項に従った内容による使用許諾契約が成立するものとさせていただきます。本製品のご購入の申込をされる場合は、必ず本許諾条項をご一読ください。

<本製品の試用をご希望のお客様>

弊社が提供する本製品の試用を希望されるお客様が、本許諾条項にご同意いただくことにより、本許諾条項による本製品の試用にかかる使用許諾契約（ただし、本製品をご購入されることを希望されるお客様についてのみ適用されることが明示されている規定は適用されません。）が成立するものとします。

ソフトウェア使用許諾約定書 (スタンドアロン・クライアントソフトウェア用)

株式会社ビーイング（以下「弊社」といいます。）はおお客様に対して以下の約定に従い本製品を提供することといたします。

第1条<定義>

1. 「本製品」とは、お客様がご購入または試用される下記記載のソフトウェア製品を指すものとします。「本製品」をご購入される場合には、本製品はさらにスタンドアロン版とクライアント版とに分かれます。「本製品」には、ソフトウェアプログラム、ユーザマニュアルおよび関連資料ならびに複製物（ハードコピーまたは電子文書を問いません。）が含まれます。本約定書はご購入または試用されるソフトウェア製品の使用許諾について共通に適用されます。

ソフトウェア名 Being Project-CCPM

2. 「プロテクト」とは、本製品を正規ユーザーとして使用することができるようにする機能を内蔵するもので、本製品をご購入いただいたお客様に弊社から貸与する器具です。プロテクトを装着せず使用した場合は、本製品は使用許諾期間（第3条第2項に定めます。）が制限された体験版として動作します。本製品の使用許諾期間の制限を解除するには、プロテクトをご使用のコンピュータに装着していただく必要があります。なお、お客様が本製品をご購入された場合、プロテクトの使用許諾についても、その性質に反しない限り、ご購入された本製品に適用される規定が適用されます。
3. 「試用」とは、プロテクトを装着せずに本製品を使用されることをいいます。この場合、本製品は使用許

諾期間が制限された体験版として動作します。同じお客様が同じバージョンの本製品を試用されるという条件において、本製品の試用は一度に限られます。

第2条<代金の支払>

本製品の代金は、ご注文内容に応じて別途定める金額を弊社所定の方法によりお支払いいただくものとします。本条は体験版を試用されるお客様には適用されません。

第3条<使用許諾>

1. 弊社はおお客様に対し、次項に規定する使用許諾期間中、本製品の譲渡不能、非独占的使用権を許諾するものとします。
2. 本製品の使用許諾期間の開始日と終了日は次の各号のとおりとします。
 - <初めからご購入の場合>
 - (1) 開始日： お客様がプロテクト（およびインストールCD）のパッケージを開封した日
 - (2) 終了日： 第15条に規定された有効期間の終了日
 - <試用されてからご購入の場合>
 - (1) 開始日： 諸手続きを完了し弊社がプロテクト（およびインストールCD）を出荷した日
 - (2) 終了日： 第15条に規定された有効期間の終了日
 - <試用の場合>
 - (1) 開始日： 本製品をインストールされた日
 - (2) 終了日： お客様が本製品をインストールされた日から30日後の日または第15条に規定された有効期間の終了日

第4条<約定書の改正>

弊社は、弊社が必要と認めた場合に、本約定書を変更することがあります。本約定書を変更する場合は、変更後の約定書の施行時期および内容を弊社ホームページに掲示、その他適切な方法により周知します。お客様が、本約定書の変更後に本製品を使用された場合、本約定書の変更に同意したものとみなします。

第5条<権利の帰属>

本製品に関する著作権その他の一切の知的財産権およびその他の権利はすべて弊社に帰属します。また、お客様は、本約定書に定められた以外の方法で、本製品を使用することはできません。

第6条<使用条件>

1. 本製品をご購入された場合は、お客様が所属する組織の同一事業所内（同一敷地内）において1ライセンスあたり1人の使用者が本製品を使用することができます。また、本製品をクライアント版としてご購入された場合は、クライアントソフトウェアを、ネットワークサーバーにLAN等により接続されたコンピュータにインストールすることによってのみ使用することができます。お客様は、弊社より許諾を受けたユーザーの数を超える人数のユーザーに同時にクライアントソフトウェアを使用させることはできません。
2. 本製品をクライアント版としてご購入されたお客様は、前項の使用条件に従い、会社LANを通して、そのLAN上のコンピュータ（クライアントマシン）から、同LAN上の他のコンピュータ（サーバーマシン）を参照し、データをアップロードすることができます。
3. 本製品をスタンドアロン版としてご購入または試用のいずれをお申込みのお客様も、会社LANにて、他のコンピュータから参照し、あるいは起動して利用することもできません。
4. 本製品のプロテクトをお持ちでないお客様は、本約定書を遵守する限りにおいて、本製品を体験版としてご使用いただくことができます。
5. 弊社はプロテクト単体のみの再発行はできません。お客様がプロテクトを紛失された場合は、プロテクトを再購入していただくこととなります。この場合の料金は、本製品のソフトウェアを含めた料金とさせていただきます。

第7条<禁止事項>

1. お客様は、本製品を弊社ソフト動作可能の電子計算機および動作環境において使用するものとします。お客様は、本製品を複製し、展示し、放送あるいは有線送信または無線送信（公衆に対する）と否とを問わず

社内、社外のすべての通信システムにより他に送信することを含む。)することはできません。但し、お客様が本製品をクライアント版としてご購入され前条に規定された使用条件に従いネットワークサーバーとクライアントのコンピュータとをLAN等で接続した環境において使用する場合はこの限りではありません。

2. 試用は、本製品の導入に関わる評価および検討にのみ限定されるものとし、これを商用、研究、営利目的に使用することはできません。
3. お客様は、目的または方法のいかんを問わず、本製品を逆アSEMBル、逆コンパイル等を行うことはできません。本製品のリバースエンジニアリングは、これを禁止します。
4. 本製品のご購入をお申込みのお客様において、弊社が提供したプロテクトを複製もしくは解析を行い、または弊社が提供した以外の機器をプロテクトとして使用することはできません。お客様の不正使用により弊社または第三者に損害を生じた時には、お客様にその賠償を請求することができます。お客様は、お客様の事務所、事業所または工場等において本製品を使用するユーザーをして、お客様の本契約上の義務を遵守していただくよう指揮監督するものとし、
5. 本製品は1つの製品として許諾されています。その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。
6. お客様は、弊社が本製品に付した著作権表示、商標、営業表示等を、弊社の書面による承諾を得ることなく他の商品に使用し、あるいはこれを抹消し、不明確にすることはできません。
7. 本約定書に基づき、お客様に対して許諾された使用権は、第三者にこれを譲渡することはできません。
8. お客様は、本製品の全部または一部をいかなる形においても第三者に提供または使用させることができません。ただし、お客様の従業員その他お客様の支配のもとにある者に使用させる場合はこの限りではありません。
9. お客様は、本約定書に定められた以外の方法で、本製品を使用することはできません。また、弊社の許諾を得ることなく、本製品を複製し、翻案し、分割し、変更を加えることはできません。お客様は、いかなる場合においても弊社または第三者の著作権を侵害する行為は一切行わないものとし、かかる侵害行為により弊社または第三者に損害を生じた時には、お客様がその賠償の責任を負うこととします。
10. 弊社がお客様に提供する顧客の識別情報(ユーザーID)の第三者への開示・提供行為を禁止します。

第8条<違反時の措置>

お客様が、本約定書の条項に違反して本製品を使用した時は、弊社はお客様に対して、その使用の中止および違法に複製・翻案された製品の廃棄、またはかかる製品がハードディスク、CD、フロッピーディスク、サーバーその他の記憶装置に記録されている場合はその消去を求めることができます。なお、弊社に損害を生じた時には、お客様にその賠償を請求することができます。

第9条<バージョンアップ、クライアントの追加>

1. 1. 本製品のバージョンアップに関しましては、別途弊社と契約をご締結いただく必要があります。
2. クライアントの追加使用をご希望される場合、または、お客様が当初弊社が使用許諾したユーザー数を超える数のユーザーに本製品の使用をさせる場合、弊社と別途契約をご締結いただき、弊社所定の使用許諾料をお支払いいただく必要があります。この場合において、本製品がバージョンアップされており、お客様がご使用されている本製品のバージョンと異なるときは、お客様がご使用中の本製品についてバージョンアップをしていただく必要があります。お客様がお使いの本製品のバージョンとお買い求めになるクライアントのバージョンが異なる場合は、お使いのバージョンをお買い求めになるバージョンに更新(バージョンアップ)していただく必要があります。この場合におけるバージョンの更新は、前項が適用されません。

第10条<保証範囲>

1. お客様が本製品を購入していただいた場合、弊社がプロテクトを発送した日以後は、第2項以下に特段の定めのある場合を除き購入の解約に基づく返品はお受けいたしかねますのでご了承ください。
2. 弊社は、弊社の責任により本製品に物理的に重大な欠陥(磁気の消滅、破壊など)があった場合、お客様が本製品を購入された日から90日に限り、無料で欠陥のない製品と交換します。
3. 弊社は、本製品の機能がお客様の特定目的に適合することを保証するものではなく、またいかなる場合にもお客様が本製品を使用した運用結果に関して一切の責任を負うものではありません。
4. 本製品の欠陥および契約内容に適合していないことが、お客様の用法違反によって生じた場合、またはお

- お客様が弊社の保障する以外の動作環境で本製品をご使用された場合、もしくはユーザマニュアルにしたがって本製品を使用されなかった場合、その他第12条に定める免責事由に該当する場合、弊社はおお客様に対して前各項に定める商品の交換その他一切の補償ないし損害の填補をいたしかねます。
5. 本製品に関する弊社の一切の責任および品質保証は、前第2項乃至第4項に規定するものに限られるものとし、これら以外の修補または損害（お客様のデータの消失により生じる損害も含まれますが、これに限りません。）の補償もしくは填補には応じかねます。
 6. 本製品の試用については、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる救済、補償または損害の填補を行いません。

第11条<適用範囲>

1. 本約定書の規定は、その性質上適用されないものを除き、本製品に限らず、今後お客様が取得した弊社の新バージョン商品の使用についても適用されます。ただし、弊社がそのバージョンアップ商品に対する使用許諾約定書を別途準備し、本使用許諾約定書と異なる規定をした場合は、この限りではありません。
2. お客様は、自己の従業員その他お客様の支配のもとで、本製品を使用するすべての者に対して本約定書を遵守させる義務を負います。

第12条<免責事項>

1. 弊社はおお客様の入力されたデータ消失について一切責任を負いません。
2. お客様は、コンピュータの性能、メモリ容量、通信回線等のご使用環境により本製品の作動状態は左右される旨を了承するものとし、これらのご使用環境を原因とする不具合等の発生については、弊社は一切免責されるものとしします。
3. 不正アクセス対策、ウィルス対策はおお客様の責任において行ってください。弊社はお客様のご相談には応じますが、万が一トラブルが発生した場合も、弊社は一切免責されるものとしします。

第13条<サポートサービスその他のサービス>

1. 弊社は、弊社所定のサポートサービスを弊社が適切と判断する水準でのみお客様に提供するものとしします。所定外のサービスの提供の有無を含め、サービスの内容、料金、期間、または有償・無償の決定はすべて弊社が行います。
2. 弊社の他の製品や弊社が提供する他のサービスには本製品と連動するものがありますが、弊社は自らの判断により、かかる弊社製品やサービスを随時変更、追加または廃止することができ、かかる変更または追加後の弊社製品やサービスが本製品と連動することを保証するものではありません。
3. 本条は体験版を試用されるお客様には適用されません。

第14条<ユーザー情報の管理>

1. 弊社は、お客様が弊社にご登録されたユーザー情報を、弊社個人情報保護指針に基づき適切に取扱います。お客様は、弊社個人情報保護指針に基づき弊社がユーザー情報を取扱うことに同意するものとしします。
2. 弊社は、ユーザー情報をユーザー管理、サポートサービスの提供、弊社の新サービスおよび新企画の案内等のダイレクトメールに必要な範囲内で利用できるものとしします。
2. お客様から弊社に対し、電子メール等の送信により、前項のダイレクトメールの受信、受取りを拒否する通知がなされた場合、弊社がかかる通知受領以降、弊社は当該行為を行わないものとしします。

第15条<有効期間>

1. 本約定書は使用許諾期間の終了もしくはお客様または弊社からの本約定書の解除または解約その他法律に基づく契約終了事由により終了するものとしします。ただし、終了後も第5条および第16条の規定は、その性質に反しない限り、有効に存続するものとしします。
2. お客様が本約定書のいずれかの条項に違反した時、または弊社の著作権およびその他の権利を侵害した時は、弊社は本約定書を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。
3. お客様は、本約定書をいつでも解約することができます。この場合、お客様は第4項以下の規定に従った措置をとるものとしします。
4. 本約定書が解除または終了された場合、お客様は本製品の使用を直ちに中止し、本製品がハードディスク、CD、フロッピーディスク、サーバーその他の記憶装置に記録されている場合、これを消去するものとしします。本約定書の解除または終了後にお客様は本製品を使用し、譲渡し、転売し、貸与または第三者に

- 対して再使用許諾することはできません。また、プロテクトを弊社にご返却ください。
5. 本約定書が解除または終了された場合、お客様の本約定書および本約定書に付帯する保証等の一切の権利は無効となり、本約定書に特段の明示的規定がある場合を除き、弊社はお客様よりお預かりした代金の一切を返金いたしません。

第16条<管轄裁判所>

本製品に関するすべての紛争は、弊社の本店所在地を管轄とする裁判所の管轄とします。

以 上

補足条項

(サーバーソフトウェア用)

お客様が本製品をクライアント/サーバー版としてご使用になるためのサーバーソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）のご購入の申込をされる場合（本ソフトウェアは試用できません。）、本補足条項に従って、本ソフトウェアの使用許諾を受けることを希望されているものと扱わせていただき、弊社がお客様のご購入の申込を承諾した時点で、本補足条項に従った内容による本ソフトウェアの使用許諾契約が成立するものとさせていただきます。また、本ソフトウェアの使用については、その性質上適用されないものを除き、ソフトウェア使用許諾約定期書（以下「本約定書」といいます。）の使用許諾条項を適宜読み替えた上併せて適用するものとします。従いまして、本ソフトウェアのご購入の申込をされる場合は、必ず本補足条項ならびに本約定書をご一読ください。本補足条項は、本約定書に追加または修正を加えるものです。本補足条項に定義されていない用語は、本約定書での定義と同義です。

記

第1条<使用許諾>

本ソフトウェアの使用許諾期間の開始日と終了日は次の各号のとおりとします。

- (1) 開始日： お客様が本ソフトウェア製品の開封をし、本補足条項の効力が発効した日
- (2) 終了日： 本約定書第15条に規定された本約定書の有効期間の終了日

第2条<使用条件>

お客様が所属する組織の同一事業所内（同一敷地内）に設置されたネットワークサーバー（ネットワークサーバーとして用いているコンピュータを含みます。）1台に限り本ソフトウェアをインストールすることによってのみ使用することができます。かかるネットワークサーバーは、本ソフトウェアを内部ネットワークで他のコンピュータにインストールまたは実行する目的のみに使用されるものでなければなりません。

第3条<サーバーの追加>

1. サーバーの追加使用をご希望される場合、お客様が、当初弊社がインストールを認めた台数以上のネットワークサーバーに本ソフトウェアをインストールする場合、弊社と別途契約をご締結いただき、弊社所定の使用許諾料をお支払いいただく必要があります。この場合において、本約定書第9条第2項第2文乃至第4文の規定が適用されます。
2. 前項の規定に従い本ソフトウェアをインストールするネットワークサーバーの台数を増加させた後に、更にネットワークサーバーの台数を増加させる場合にも前項の規定が適用されます。

第4条<アカウント、およびパスワードの管理>

1. お客様は、サーバーの利用にあたり、弊社から許諾を受けた数を上限とし、お客様においてアカウントおよびパスワード（以下まとめて「接続ID」といいます。）を作成できますが、その使用および管理について一切の責任を負うものとします。
2. お客様は、接続IDを複数人での使いまわし、貸与・譲渡・販売・質入等をしてはならないものとします。
3. お客様は、接続IDの盗難、使用上の過誤、第三者の使用等に起因するすべての問題について一切の責任を負いその全てを解決するものとし、弊社は一切責任を負いません。

4. お客様の接続IDを使用した本ソフトウェアの利用やそれに伴う一切の行為は（お客様ご本人が関与しない場合であっても接続IDにより個人認証をされた場合を含みます。）、当該利用や行為がお客様ご本人の利用あるいは行為であるか否かを問わず、お客様ご本人による利用あるいは行為であるとみなし、当該利用あるいは行為によりお客様ご本人または第三者に損害が発生した場合であっても、お客様の故意過失の有無にかかわらず弊社は一切の責任を負わないものとします。

以 上